

6月1日は「人権擁護委員の日」です。

特設人権相談所の開設

人権擁護委員が、悩みや人権の相談に応じます。◆相談は、無料で秘密は固く守られます◆

1. 日時 6月6日(木)
午前10時～午後3時

2. 場所 東通村役場4階会議室(和室)

行政区	人権擁護委員名
尻労	坂本 昭義
白糖	澤頭 進
石持	笹竹 慶子
砂子又	沢田 要一

● 問合せ先 税務住民課 住民グループ ☎27-2111 (内167)

行政相談所開設のお知らせ

総務省の「行政相談」は、国の行政機関や独立行政法人、特殊法人及び認可法人の仕事、県、市町村の仕事で法定受諾事務に該当するもの・補助を受けて行なっているものやその手続きなどに関して、皆様の苦情や意見、要望を受けて行政運営の改善などを図っています。

今回、下記日程で行政相談所を開設いたします。相談方法は、口頭、電話、手紙のいずれでも結構です。ご相談は無料で親切にお聞きし、秘密は守られます。

日 時 6月6日(木)
10:00～15:00まで
場 所 東通村役場 4階会議室(和室)
相 談 員 沢田 要一
東通村大字砂子又字大萱4番地1
(自宅電話 48-2902)

東通村の行政相談員として、沢田要一(砂子又)が委嘱されています。

毎日の暮らしの中で、行政が行う仕事についての苦情や意見・要望などがあつたとき最も身近な相談相手になるのが行政相談委員です。

相談は無料で、秘密は厳守しますのでお気軽にご利用ください。

野焼き根絶・不法投棄撲滅

廃棄物処理法により、「野焼き」「不法投棄」は禁止されています。

野焼き・不法投棄をした場合、

5年以下の懲役又は、1,000万円以下の罰金に処されます。

廃棄物は適正に処理しましょう。

廃棄物の「野焼き」「不法投棄」に関する通報や問合せは、以下へお問い合わせください。

むつ環境管理事務所 (0175-33-1900)

いきいき健康推進課 (0175-28-5800)

